現行「室蘭市民のくらしをまもる条例」の構成及び(改正)室蘭市民のくらしをまもる条例(案)の構成について

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 物価の安定(第 条—第 条)
- 第3章 消費者の安全確保(第 条 第 条)
- 第4章 消費者の利益擁護(第 条 第 条)
- 第5章 消費者の自立支援(第 条 第 条)
- 第6章 消費者の苦情処理(第 条 第 条)
- 第7章 消費生活安定審議会(第 条)
- 第8章 調査、勧告、公表等(第条)第条
- 第9章 雑則(第条)

附則

	<u> </u>	
(現行)室蘭市民のくらしをまもる条例	(改正)室蘭市民のくらしをまもる条例(案)	摘 要
第1章 総則	第1章 総則(第1条—第5条)	消費者基本法第1条・2条・4条・5条・7条に規定さ
第1条(目的)	第1条(目的)	れている「目的・基本理念・市の責務」などを、法律の規
第2条(定義)	第2条(基本理念)	定に沿い条例事項とした。
第3条 (市長の責務)	第3条 (市の責務)	現行条例の「第2条・定義」は、削除した。
第4条 (事業者の責務)	第4条 (事業者の責務)	消費者の責務は「役割」とした。
第5条 (消費者の責務)	第5条 (消費者の役割)	
第2章 消費者の利益擁護と安全確保	第2章 物価の安定 (第 条 条)	第6条以下は未定稿であり、「章」や「条例」のタイト
第6条(欠陥商品等の提供の禁止)	・価格情報の収集及び提供	ルも変更になる可能性があります。
第7条(欠陥商品となったことが明らかになったと	・生活必需物資の指定及び確保等	現行条例の第4章中、第20条と第21条を除き、改正
きの措置)	・事業者の協力	条例の第2章する。
第8条(不安商品等に対する措置)		第20条は第4章、第21条は第8章で見直しを行う。
第9条(商品テスト)		現行条例「第13条・安全確保改善費用の貸付措置」は、
第10条(表示等の適正化)		削除する。
第11条 (計量の適正化)		
第12条 (包装の適正化)		
第13条(安全確保改善費用の貸付措置)		
第3章 消費者被害の救済	第3章 消費者の安全確保 (第 条 第条)	現行条例第2章中第6条から第8条までを見直し及び
第14条(苦情処理等)	・危険商品等の提供禁止	用語字句等の整理を行い第3章とする。
第15条 削除	・安全性の検査等	
第16条(訴訟費用の援助)	・危険商品等であることが明らかになったときの措	
	置	
	・事故発生の届出	
第4章 物価の安定	第4章 消費者の利益擁護(第 条―第 条)	消費者基本法の趣旨にのっとり「消費者の利益擁護」の
第17条 (情報の収集及び提供)	・表示、広告等の適正化	章を新設する。
第18条(物価の指定)	・計量の適正化	現行条例の該当条項の用語・字句等の整理を行い、第2
第19条(事業者の協力)	・商品等の販売後の保証等	O条を「不当な取引行為の禁止」とし、大きく6つの取引
第20条 (不適正な販売行為の禁止)	・不当な取引行為の禁止	を掲げ、より具体的な取引形態は規則規定とする。
第21条(資料の提供及び立入調査)	・不当な取引行為に係る調査、勧告等	
L		

第5章 指導、勧告	第5章 消費者の自立支援(第 条—第 条)	第5章として、消費者の自立を支援するため、消費生活
第22条(指導、勧告)	・情報の提供	に関する知識の普及、情報の提供、消費者教育の充実に努
第23条(異議の申立)	・消費者教育の推進	めるべきことを規定する。
第24条(関係行政機関等への要請)	・消費者の特性への配慮	高齢者(認知症を含む)、未成年者、障害者にはそれぞ
第25条(公表)		れ特有の消費者被害が発生することが考えられ、啓発活動
第26条(他の公共団体との協力)		や消費者教育においても本人だけでなく、家族等にも充分
		気をつけてもらうように啓発するなどを規定する
第6章 市民意見の反映	第6章 消費者の苦情処理 (第 条 第 条)	「消費者苦情等の処理」及び「消費者訴訟援の援助・貸
第27条(消費生活モニター)	・消費者苦情等の処理	付」も見直しを行い用語・字句の整理をする。
第28条(消費生活安定審議会)	・消費者訴訟の援助	現行条例「第27条・消費生活モニター」は廃止する。
	・訴訟費用の貸付	
第7章 消費者啓発及び組織化	第7章 消費生活審議会(第 条)	設置規定を単独の「章」とするとともに、重要事項は審
第29条(啓発活動及び教育の推進)	・消費生活審議会	議会で審議するため、規則規定の苦情処理委員は廃止す
第30条(組織化の促進		る。
		不当な取引行為を禁止するときは、審議会の意見を聴く
		こととする。
第8章 雑則	第8章 調査、勧告、公表等(第 条—第 条)	調査、指導勧告、公表に関する規定の見直しを行い用
第31条(委任)	・立入調査等	語・字句の整理をする。
	・指導、勧告	
	・公表	
	第9章 雑則(第条)	条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとする。
	・委任	